

平成二十一年十月二十六日提出  
質 問 第 三 号

脱官僚政治に関する質問主意書

提出者 長 勢 甚 遠

## 脱官僚政治に関する質問主意書

一 内閣は脱官僚政治を標榜し、各省は政治主導による行政の実現のため、事務職員に対し政務三役による上意下達の徹底を図っている。このため、国会議員、地方公共団体は各省の施策の目的、内容等について担当職員からは「政務三役の指示による」等の説明しか受けることができず、大きな混乱、戸惑いを生じていることが見受けられる。

このような脱官僚政治による混乱についての政府の見解を問う。

二 質問主意書は議会の国政に対する調査・監督機能の重要な役割を担うものであり、質問主意書に対する答弁書は閣議決定を経て国会に提出されることとされている。

脱官僚政治においては、民主党のマニフェストに係わる事案に関する質問主意書に対する答弁書の作成は、事務職員に行わせるのではなく、政務三役が直接作成することとなるのか、確認を求めらる。

また、質問主意書に対する答弁書について内閣法制局の意見を聞くという手続きも取らないこととなるのか、確認を求めらる。

右質問する。